

■ 商品を輸入・販売するまでの流れ ■

■ 手続きは商品によって変わります ■



- ☐ 商品のカテゴリーをHSコードで判別
- ☐ 成分、原材料など禁止成分は配合されていないか
- ☐ 事前の届け出が必要かどうか

【事前の届け出・許可が必要ないもの】

以下法令の対象にならないもの

- ・ 食品衛生法
- ・ 薬事法
- ・ 電気用品安全法(PSE法)
- ・ 消費生活用製品安全法(PSC法)

■ 商品例 ■

衣類、ファッション小物（帽子、ベルトなど）、
アクセサリー、バッグ、靴、家具、寝具、
ファブリック、テキスタイルなど

【事前の届け出・許可が必要なもの】

以下法令の対象となるもの

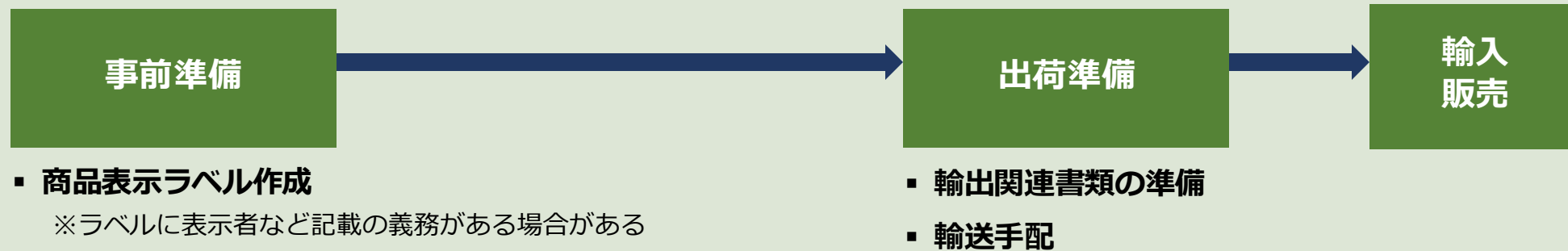
- ・ 食品衛生法
- ・ 薬事法
- ・ 電気用品安全法(PSE法)
- ・ 消費生活用製品安全法(PSC法)

■ 商品例 ■

食品、飲料、酒類、サプリメント、調理器具、
化粧品・メイク用品、石鹸・シャンプー、
電化製品など

■ 輸入手続き ■

【事前の届出・許可が必要ないもの】



【事前の届出・許可が必要なもの】

